

「学校教育における情報化の推進に関する法律案」を衆議院に提出!



ICT教育促進議連第2回総会(2018年11月14日)

昨年12月6日、超党派の「教育における情報通信(ICT)の利活用促進をめざす議員連盟」(遠藤利明会長、石橋通宏事務局長)で策定作業を進めてきた『学校教育における情報化の推進に関する法律案』を、衆議院に提出しました。この間、この法案の成立に期待をかけて応援していただいた皆さんには、大変お待たせをしてしまいました。まずはこの法案提出で、成立に向けた大きな第一歩を踏み出したことを大変嬉しく思っています。

私自身、これまで約2年間かけて法案作りをリードしてきただけに、感慨深さもひとしおです。衆議院での法案提出となったために、参議院議員である私は法案提出者になれなかったのが残念至極ですが、最低限の目標としていた臨時国会中の提出が実現出来たことでよしとしたいと思います。臨時国会は12月10日(月)で閉会し、法案は継続審議扱いになりましたので、来たる通常国会が勝負になります。

学校教育における情報通信(ICT)の利活用促進は、2009年の民主党政権誕生の時から具体的な取り組みが始まり、その後、文部科学省や総務省の連携による実証事業の展開や、民間及び自治体での取り組みの推進で次第に面的な展開が拡大してきています。ただ、当時から諸外国に比べると「10年以上遅れている」との危機感を持ち、何とか追いつこうと頑張ってきたはずなのですが、法制度上の改革の遅れや予算措置の不十分さなどの理由から、現状は、追いつくどころかさらに置いて行かれてしまっているのが実態と言わざるを得ません。

この議員立法は、その現状を打開するための推進法案で、国にさまざまな具体的措置を講じることを義務付けます。例えば、将来的にはデジタル教科書が単体で検定教科書と位置づけられるように教科書制度を改革したり、国や自治体が整備計画を策定してICT利活用の底上げや格差の解消に向けた取り組みを実践

学校教育の情報化の推進に関する法律案概要

- 第一 目的(1条)**
高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要
↓
全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念、国の責務、推進計画等を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の育成に貢献
- 第二 定義(2条)**
学校教育の情報化：学校の各教科等の指導等における情報通信技術の活用及び学校における情報教育の充実並びに学校事務における情報通信技術の活用
- 第三 基本理念(3条)**
 - 情報通信技術の特性を生かして、児童生徒の能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育等を実施
 - デジタル教材による学習とその他の学習を組み合わせるなど、多様な方法による学習を推進
 - 全ての児童生徒が、家庭の状況、地域、障害の有無等にかかわらず学校教育の情報化の恩恵を受容
 - 情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の業務負担を軽減し、教育の質を向上
 - 児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保
 - 児童生徒による情報通信技術の利用が、児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮
- 第四 国の責務等(4～6条)**
国、地方公共団体及び学校の設置者の責務を規定
- 第五 法制上の措置等(7条)**
政府は、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと
- 第六 推進計画(8・9条)**
 - 文部科学大臣は、基本的な方針、期間、目標等を定めた学校教育情報化推進計画を策定(総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議)
 - 地方公共団体も計画を策定(努力義務)
- 第七 基本的施策(10～21条)**
 - デジタル教材等の開発及び普及の促進
 - 教科書に係る制度の見直し
 - 障害のある児童生徒の教育環境の整備
 - 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会確保
 - 学校の教職員の資質の向上
 - 学校における情報通信技術の活用のための環境の整備
 - 学習の継続的な支援等のための体制の整備
 - 個人情報の保護等
 - 人材の確保等
 - 調査研究等の推進
 - 国民の理解と関心の増進
 - 地方公共団体は、国の施策を助成し、その地域の状況に応じた学校教育の情報化の推進を図るよう努力
- 第八 学校教育情報化推進会議(22条)**
 - 関係行政機関相互の調整を行う学校教育情報化推進会議を政府内に設置
 - 1.の調整を行うに際しては、有識者で構成する学校教育情報化推進専門家会議の意見を聴取

(施行期日は公布の日)

したり、効率的な校務システムの導入で学校教職員の皆さんの負担軽減を実践したりすることなどが含まれています。もちろん、最大の目的は、本格的なAI/IoT時代の到来で、次代を担う人材の育成が重要なカギを握っている中で、全ての子どもが新しい時代に相応しい豊かな教育を受けることができるよう、子どもたち本位のベストミックスの教育を実現していくことにあります。

この議員立法、通常国会で成立できるよう、力を合わせて頑張りますので、ぜひとも応援を宜しくお願いします!(石橋談)



石橋みちひろの情報発信

「石橋みちひろ」

- 公式 Web サイト
 - 「石橋みちひろ」で検索
 - 下記 URL から右端 QR コードを入力する
- <http://www.i484.jp/>



f「石橋みちひろ 政治家」

- Facebook ページ
- 下記 URL から右端 QR コードを入力する
- <https://www.facebook.com/i.michihiro>
- 「石橋みちひろ 政治家」の Facebook 画面になったら「いいね!」をクリックする。



立憲民主

The Constitutional Democratic Press

RIKKEN MINSHU 号外

2019.1

参議院比例第7総支部版

立憲民主編集部
〒102-0093
東京都千代田区平河町
2-12-4 ふじビル3F
Tel. 03-6811-2301
Fax. 03-6811-2302
goiken@cdp-japan.net
<http://cdp-japan.jp/>

つながって ささえあう社会へ

安倍政治の暴走を止め 立憲政治を守り抜く

皆さま、新年あけましておめでとうございます。旧年中は、私どもの国政活動に対し、皆さまから引き続き大変温かいご支援とご協力をいただき、本当にありがとうございました。心から感謝を申し上げます。

年が明けて、あらためて昨年一年間の国政を振り返ってみますと、本当に大変な、激動の一年だったというのが素直な実感です。昨年1月から7月まで開催された第196回通常国会は、「働き方改革関連法案」が最大のテーマと言われていたわけですが、2月にいきなり裁量労働制に関わる厚生労働省のデータねつ造問題が発覚。するとその後も立て続けに、森友学園問題に関わる財務省の決裁文書改ざん問題や、防衛省による日報隠ぺい問題、財務事務次官のセクハラ問題や文科省局長の収賄による逮捕事件、さらには障害者雇用の大規模な水増し問題など、決してあってはならないこと、あるはずのないことが次から次へと発覚していきました。

安倍政権下での政治の奢りと歪みが、一層、深刻化していることが露見したと言わざるを得ない事態ですが、残念ながらその悪い政治の流れは、12月に閉会した第197回臨時国会でも続きました。外国人労働者の受け入れを拡大する「入管法等改正案」や、水道事業の運営権を民間に移譲可能にする「水道法改正案」などの重要法案が、ごく短い会期中、衆議院でも参議院でもそれぞれわずか10数時間の審議で採決が強行されてしまったのですが、そこでもまた、法案の根柢



入管法改正案への参議院本会議代表質問(2018年11月28日)

なるデータの誤魔化しが発覚していたのです。国民生活の未来に重大な影響を及ぼす重要法案が、立法府の責任を放棄するようなやり方で、国民の認識も、理解も、覚悟もないまま、拙速に数の力の横暴で成立してしまう...この6年間、何度も繰り返されてきた光景ですが、このままでは本当に、戦後、守り続けてきた立憲主義や民主主義、そして平和主義までもが破壊されかねません。

本格的な人口減少と、超高齢化が同時並行で進んでいく世界でも前例のない、大きな課題を抱えている我が国だからこそ、国民一人ひとりの暮らしの安心と安全を第一に考える政治を取り戻していかなければなりません。今年は、春の統一地方選挙、そして夏の参議院選挙と、重要な政治決戦が待ち受けています。何としてもここで安倍政治の暴走を止め、「つながって、ささえあう社会」を実現するための大きなステップの年にしていく決意で、私自身、引き続き全力で国政に邁進して参ります。皆さまの変わらぬご支援とご指導をお願い申し上げるとともに、今年一年が、皆さまにとって幸多き年になりますことを祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

2019年1月吉日

立憲民主党 参議院比例第7総支部長
参議院議員 石橋みちひろ

第197回臨時国会 (2018年10月24日～12月10日)の石橋議員の主な取り組みを報告いたします。

外国人労働者受け入れ拡大問題 (入管法改正)

臨時国会における最大の焦点となった外国人労働者受け入れ拡大問題 (入管法改正) について、石橋議員は立憲民主党内のPTの座長として、また超党派議員連盟の事務局長として、精力的な取り組みを行いました。その結果、単に政府案に反対するだけでなく、外国人の受け入れ制度と多文化共生制度の在り方についての具体的な将来ビジョンを提起し、今後の進むべき道筋を示すことができました。

そもそも、今回の問題は2018年6月に政府が閣議決定した骨太の方針の中に、外国人労働者受け入れ拡大方針が盛り込まれ、これを受けて11月2日に国会に提出された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」を巡り、大混戦が生じたというものです。

政府案は、重要な部分はほとんど法務省の省令に丸投げされていて、国会審議でもまともな答弁が、最後まで返ってきませんでした。また、本来優先されるべき共生社会の実現に向けた施策は、法案の成立時点でも法務省内の検討会で議論が継続中という有様です。しかも、参議院における審議の最終盤には、この3年間で技能実習生が69人も死亡しているという衝撃的な新事実が明らかにされながら、衆参合わせても委員会審議が40時間に満たない中で、それぞれ議論が打ち切れ、採決が強行されたことは、極めて遺憾です。

なお、石橋議員のこの問題に関する主な活動内容は以下の通りです。

(1) 本会議・委員会質問

石橋議員は2018年11月28日に参議院本会議で会派を代表して質問を行い、安倍総理と山下法務大臣に対して法案の問題点を質しました。また、臨時国会当初より強く求めていた、厚生労働委員会と法務委員会との「連合審査」については、与党の反対により実現できませんでしたが、12月6日の厚生労働委員会の中で、根本厚生労働大臣と門山法務大臣政務官に質問を行い、技能実習生に対する未払い賃金の支払いに向けた指導や、労働法令違反の事業主への処分などについて、重要な答弁を引き出すことができました。



参議院本会議で代表質問 (11月28日)

(2) 立憲民主党PT

立憲民主党政務調査会内に「外国人受け入れ制度及び多文化共生社会のあり方に関する検討PT」が設置され、石橋議員は座長に就任し、政府案への対応のみならず、人口減少が進む中、20年後、30年後の日本の未来ビジョンをどう打ち出すかといった観点も含めた協議を精力的に行い、中間報告 (別掲) の取りまとめを行いました。



群馬県現地視察 (11月12日)

(3) 超党派議員連盟

2014年2月25日に、当時の民主党内に「外国人の受け入れと多文化共生社会のあり方を考える議員連盟」が結成され、石橋議員は当初より事務局長として要の役割を担い、雇用許可制度に関する韓国視察を行うと共に、「日本版雇用許可制度」と「多文化共生社会の実現」に関する議員立法の立案などの取り組みを行ってきました。

現在、民主党⇒民進党の解党を受け、議連メンバーは立憲民主党、国民民主党、無所属の会などに所属会派が分かれることとなりましたが、今回の外国人労働者の受け入れ拡大議論に際しては、政策論で政府を圧倒的に凌駕する総合的な提言を行いました。

立憲民主党 多文化共生社会と外国人受け入れ制度のあり方に関する将来ビジョン ～中間報告 (要約)～

1. (お互いさまに支え合う多文化共生社会の実現)

立憲民主党は、我が国に「労働者」として来日し、就労する外国人について「労働者」としての在留を認め、地域社会における「生活者」として安心して暮らしを営むことのできる体制や環境の整備を段階的に進めていくこと等により、国籍や民族の異なる人々が互いに文化的・社会的背景等の違いを認め合い、相互理解と協働を基本に社会の対等な構成員としてお互いさまに支え合い、共に生きる「多文化共生社会」の実現をめざし、必要な法制上の措置の検討に着手する。

2. (外国人受け入れのための新制度の創設と技能実習制度の段階的廃止)

上記の目的を達成するため、現行の外国人労働者受け入れに関わる諸制度について抜本的な見直しを行い、国民的な議論と理解の下に新たな「外国人労働者受け入れ制度 (以下、新制度)」を創設する。現行の「外国人技能実習制度」については、すでに就労している技能実習生や適正な受入機関等の不利益を生じさせないことに十分配慮しつつ、段階的に新制度へ移行/統合した後、将来的に廃止する。

3. (外国人労働者受け入れの上限枠の設定)

新制度は、「多文化共生社会」の実現につながる制度として提起することから、外国人労働者の受け入れ総数には制度的な上限枠 (=総量規制) を設ける。

4. (二国間条約に基づく公的な運営スキーム)

悪質な民間ブローカーの介入 / 介入による外国人労働者の搾取などが現行の外国人技能実習制度や留学生就労の構造的な問題であったことに留意し、新制度は、我が国と送出国との二国間の条約 (協約) に基づく公的なスキームの下に運用する。

5. (基本的権利の尊重と差別的待遇の禁止)

新制度は、国際条約等で確認された労働者としての基本的権利の保障と尊重を最大限、確保する。特に、賃金や手当を含む労働条件、社会保険等の適用、研修や教育訓練の提供等については、原則、国内労働者と同等の処遇を義務付ける。

6. (所管官庁の一元化と省庁横断的な対応の確保)

上記の多文化共生社会の実現を図るために、総務省 (または内閣府) の下に多文化共生庁 (仮称) を設置する方向で検討する。

厚生労働関係 (立憲民主党厚生労働部会・参議院厚生労働委員会)

【立憲民主党厚生労働部会】

臨時国会のスタートを機に、立憲民主党の役員人事も変更され、石橋議員は厚生労働部門の部会長を務めることとなりました。これまでは、西村智奈美衆議院議員が部会長を務め、石橋議員は副部会長だったのですが、入れ替わる形となり、西村議員には引き続き副部会長として支えていただいています。また、事務局長には尾辻かな子衆議院議員に留任していただきました。この3人による役員会を月曜日の夕方に開催し、木曜日の朝に定例部会を開催するというのが、基本のスタイルとなっています。

各部会では所管委員会における政府提出法案及び議員立法の賛否を決定 (最終決定は政調審議会) するという重要な役割を担いますが、厚生労働分野は取り扱う法案の数も多く、毎週てんてこ舞いの状況が続きます。また、法案対応以外の政策議論も多種多様な分野に及んでおり、他部会やPTとの合同会議も数多く開催されています。

また、来る参議院選挙に向け、「立憲ビジョン2019」と「立憲民主党政策集」の策定も部門単位で行うこととなっていますが、国民生活の根幹に関わる厚生労働分野の充実度合いが選挙結果にも直結することとなり、責任も極めて重大です。是非、皆様のご意見・ご要望をお寄せください!



立憲民主党厚生労働部会 (11月8日)

【参議院厚生労働委員会】

臨時国会召集時点で立憲民主党が参議院でも野党第一党となり、衆参でのねじれが解消されました。これを受けて議院運営委員会で委員長ポストや各委員会の委員数、理事 (筆頭理事) の割り当てが行われたのですが、厚生労働委員会を含む幾つかの常任委員会では、通常国会に引き続いて国民民主党の委員が野党側筆頭理事を務めることとなり、ねじれが残ってしまいました。この結果、石橋議員は臨時国会においては、厚生労働委員会のオブザーバー理事の立場で活動を展開しました。

臨時国会における厚生労働委員会の主な課題は、障害者雇用水増し問題と水道法改正でした。

【障害者雇用水増し問題】

8月に国の省庁や地方公共団体による障害者雇用率の水増し問題が発覚し、参議院厚生労働委員会ではすぐさま理事懇談会を開催し、厚生労働省から報告を受けると共に、今後の扱いについて協議しました。国の省庁合

計で3,460人もの水増しが行われており、これまで2.49%とされていた実雇用率は1.19%へと大きく後退しました。民間には法定雇用率未達成の場合に、納付金の支払いを強制させながら、国自らは意図的とも言える水増しを行っていたことは許しがたく、障害者への権利侵害のみならず、国民への冒涇行為です。



参議院厚生労働委員会 (一般質疑) (12月6日)

石橋議員は、当初より閉会中審査を要求すると共に、問題を起こした政府省庁の下での検証ではなく、障害当事者を交えた第三者による検証を行うべきと強く主張しましたが、国会審議は臨時国会召集後の11月20日まで持ち越され、政府内に設置された検証チームの報告は、国民にまったく信頼されないものとなってしまいました。本件については、現在、国と民間との間で障害者の奪い合いなどの新たな事態も生じており、2019年通常国会においても、引き続き集中審議等を求めてまいります。

【水道法改正】

水道法改正案は、2018年の通常国会に提出されたのですが、大変大きな問題を含んでいる法案だったので、衆議院で立憲民主党は反対しました。しかし、大混乱の中で、僅か7時間余りの審議で採決が強行された末、参議院に送付後に審議が行われないまま、継続審議となっていたものです。

臨時国会では、石橋議員は本法案に対し、3回の国会質問を行いました。特に厳しく政府を追及したのは、法案中の柱である「コンセッション方式」と呼ばれる民営化の一形態の仕組みです。簡単に言えば、地方公共団体が、水道施設の所有権を保持したまま、運営権のみを民間事業者 (企業) に売り渡し、維持・管理・運営を全面的に民間に任せるやり方です。

衆議院段階では殆ど危険性が注目されませんでした。参議院での審議中によりやくメディアも注目し始め、諸外国における民営化やコンセッション方式の失敗事例が特集されるようにもなりました。

しかし、石橋議員の追及で明らかになったように、政府はそうした失敗例 (2015年までで235事例) の中の3例しか再公営化の調査をしておらず、それさえも10年前の古い事例で、かつ自ら実地調査をするわけでもなく、文献等からの引用でした。

このように水道法改正案は、立法事実 (=施策を法律化する際の客観的かつ十分な根拠) がなかったにもかかわらず、最終的に数の力で法案は可決され、衆議院でも再度の委員会審議が行われず、可決成立してしまいました。今後、安易な導入が行われないように、現場を注視していきます。

石橋議員の臨時国会における厚生労働委員会質問

	時間 (分)	議題
1	11月15日 25	大臣所信に対する質疑
2	11月20日 10	障害者雇用水増し問題集中 (参考人質疑)
3	11月20日 20	障害者雇用水増し問題集中 (対政府)
4	11月27日 25	水道法改正案に対する質疑
5	11月29日 15	水道法改正案に対する質疑
6	12月4日 15	水道法改正案に対する質疑
7	12月6日 25	一般質疑